

令和3年度答申第5号

令和3年 8月 5日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子

個人情報の目的外利用等について（答申）

令和3年7月26日付け松子家第200号をもって諮問のありました個人情報の目的外利用等について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

厚生労働省から研究事業実施の採択を受けた研究機関が実施する児童虐待対応に係る研究事業へ協力するために必要な個人情報（児童虐待対応情報）の目的外使用及び外部提供について

2 審議会の意見

諮問のあった事項については、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号）第7条第4号に規定する公益上の必要性があるものと認める。

なお、事業の実施に当たっては、同条例等の規定に従い、個人情報の適切な管理措置が講じられるよう求める。

3 市の機関からの諮問内容

(1) 協力研究事業

① 厚生労働省科学研究 政策科学推進研究事業

「児童虐待対応におけるリスクアセスメントのためのデータ収集基盤構築と
AIを活用したリスク評価に向けた研究」

② 令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」

(2) 目的外使用及び外部提供する情報

児童虐待対応に係る個人情報（通告・相談内容等）

(3) 目的外使用及び外部提供する課

子ども部子ども家庭相談課

(4) 外部提供先（研究機関）

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人工知能研究センター

(5) 目的外使用及び外部提供の時期

令和3年8月から令和3年10月まで

(6) 業務を所掌する課（諮問課）

子ども部子ども家庭相談課

以上